

## 令和6年 第8回農業委員会総会議事録

とき 令和6年8月16日(金)  
ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

### 【議事日程】

#### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第31号  
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第32号  
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第3 報告第33号  
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第4 報告第34号  
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件
- 日程第5 報告第35号  
農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件
- 日程第6 議案第16号  
農地法第5条による許可申請の件
- 日程第7 議案第17号  
農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件

出席委員 16名 別紙のとおり  
欠席委員 2名 別紙のとおり  
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後1時57分

事務局 失礼いたします。時間ちょっと早いですけれども、委員の皆様そろわれましたので、令和6年第8回の委員会総会を開催させていただきたいと思っております。

それでは会長よろしく願いいたします。

会長 開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。

本日、令和6年第8回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

大阪府の夏の暑さの注意ということで、去年、5951人の方が、熱中症で、救急車に乗って、搬送された。暑さ指数というのがございまして、この暑さ指数というのものも、熱中症の危険度を判断するのは気温じゃなくて、危険性、危険度、熱中症の危険度を判断する数値というのがあるそうで、それが暑さ指数。この暑さ指数よりも自分自身の体で、皆さんそれぞれ判断していただきまして、農作業にも従事していただきたいと思いま

す。それではこれより総会を開会いたします。

会長 東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、皆様には何卒最後までご協力のほどよろしくお願いいたします。

失礼でございますが、着席させていただきます。

議長 本日の総会出席委員は16名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、5番、田中強志委員、8番、西田博文委員。両委員を指名いたします。

それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とし、事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第1、報告第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日、相続人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地、〇〇〇〇、地目が田、適用面積が〇〇〇〇平方メートル。登記面積が〇〇〇平方メートル、相続登記が済んでおります。生産緑地地区指定を確認しております。令和〇年〇月〇日証明、他1件でございます。

議長 はい。1番から2番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議ないものと認め、日程第1、報告第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第2、報告第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第2、報告第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇〇年〇月〇日。相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇、特例適用農地、〇〇〇〇、地番〇〇〇、地目は田、適用面積〇〇〇〇平方メートル、登記面積が〇〇〇〇平方メートル。租税特別措置法第70条の6第1項の適用農地でございます。令和〇年〇月〇日証明証明、他7件でございます。

議長 はい。1番から8番の専決事項について、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第2、報告第32号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承ということに決めます。

日程第3に入らせていただきます。日程第3、報告第33号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第3、報告第33号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。  
番号1、買い取り申し出をする者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買い取り申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買い取り申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日、申出事由死亡、物件の所在、〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇平方メートル。他2筆でございます。土地の謄本と相続関係を表す書類、見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明。以上です。

議長 はい。1番の専決事項について、異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 はい。異議ないものと認め、日程第3、報告第33号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。  
日程第4に入らせていただきます。日程第4、報告第34号、農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第4、報告第34号、農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件。  
番号1、届け出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地 〇〇〇〇。  
地目は田、面積〇〇〇平方メートル。転用目的は、〇〇〇〇、用途地域は第1種住居地域、他4件でございます。

議長 はい。この件の1番から5番の専決事項について、異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第4、報告第34号、農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件は了承することに決めます。  
日程第5に入らせていただきます。日程第5、報告第35号、農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第5、報告第35号、農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件。  
番号1、譲受人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。他〇名でございますが、〇〇〇〇持ち分3分の1、〇〇〇〇持ち分が3分の1でございます。所在地、〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル。転用目的が露天駐車場。用途地域は近隣商業地域、他1件でございます。

議長 1番から2番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。よろしいですか。  
(異議なしの声)

議長 はい。異議ないものと認め、日程第5、報告第35号、農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件は了承することに決めます。  
日程第6に入らせていただきます。日程第6、議案第16号、農地法第5条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。

事務局 日程第6、議案第16号、農地法第5条による許可申請の件。  
番号1、譲受人、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。  
譲り渡し人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地、〇〇〇〇。地目田、面積〇〇平方メートル。転用目的、露天駐輪場、用途地域、市街化調整区域でございます。以上

です。

議長 はい。農地法第5条による許可申請の件、これについて事務局説明願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい。

事務局 5条許可申請につきましてご説明をさせていただきます。

申請地は〇〇と〇〇が直交する〇〇より東へ100メートルほどのところにある農地で、半径500メートル以内に「〇〇」、医療施設として、〇〇がございます。

接道している北側道路の幅員は、北側の歩道が3メートル、車道が11メートル、南側歩道が2.5メートルで、計16.5メートルあり、上水道と下水道が埋伏していることから、農地法施行規則第43条第1項によりまして、3種農地と判断いたしました。

本件の転用目的は、露天駐輪場でございます。

転用の理由は、本市〇〇にて不動産業を営む「〇〇〇〇」より、土地所有者に対しまして、「申請地は、〇〇が所有している居宅兼店舗物件の西側に隣接しており、当該建物に付随する駐輪場に転用して使用をさせて欲しい」という要望があったためでございます。

転用に際しましては、盛土・整地の上、コンクリート仕上げとします。

具体的な事業計画でございますが、自転車〇台を駐輪する予定にしております。

本申請には、土地の利用計画書、土地改良区からの意見書、工事見積書、資金計画を裏付けるための支払い予定口座の写しが提出されております。

なお本件につきまして、農地法第5条第3項に基づきまして、一般社団法人大阪府農業会議へ意見聴取の申請をいたしましたところ、転用目的が小規模な駐輪場であること、また、申請地が3種農地で、かつ、農空間保全地域外であることから、意見聴取は不要であるという回答を得ているものでございます。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この件について審議願います。何かご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようですので、意見ないものと認め、日程第6、議案第16号、農地法第5条による許可申請の件は、許可することに決定いたします。

日程第7に入らせていただきます。日程第7、議案第17号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい。

事務局 日程第7、議案第17号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件。

番号1、申請者住所、〇〇〇〇。申請者氏名〇〇〇〇。所在地、〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇平方メートル、他3筆でございます。備考といたしまして、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく認定申請でございます。東大阪市農業経営改善計画、青年等就農計画認定要綱第2条に基づき、常時農業に従事する後継者としての認定申請でございます。

議長 この件に関しまして、事務局、説明願います。

事務局 はい、議長。

議長 はい。

事務局 農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件についてご説明をさせていただきます。まず、認定農業者の制度でございますが、農業者が自らの創意工夫に基づいて作成した

農業経営改善計画を、農業経営基盤強化促進法第6条に基づきまして、農業経営基盤強化促進基本構想を定める市町村に提出し、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる制度でございます。認定を受けた農業者は個別の状況により、利用できる制度は異なるものではございますが、概ね経営改善に必要な補助金や融資を受けやすくなるといったメリットがございます。

認定申請の際、申請者は市町村に対しまして、農業経営の現状、農業経営の規模の拡大に関する目標、作付面積や作業受託面積、それから生産方式の合理化の目標、機械・施設の導入、ほ場の連担化、新しい技術の導入など、経営管理の合理化の目標、複式簿記の記帳など、農業従事の態様の改善等の農業経営に関する改善の目標、休日制の導入などを記載した農業経営改善計画を提出することとなっております。

本市の場合は、「東大阪市農業経営改善計画・青年等就農計画の認定要綱」に基づきまして、本市農政課が当該計画を認定することとなります。

その過程におきまして、同要綱第5条に基づきまして、農業委員会に意見を求めることとなっております。

申請のありました、農業経営改善計画につきましては、市の定める基本構想に即した計画となっているかの判断につきましては、当要綱第3条にて基準が示されております。順に確認をさせていただきます。

お手元に配布させていただいておりますA4の紙、横書きのホッチキス止めの資料ですね、計画を配布させていただいておりますが、ご覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。

経営規模や所得、労働時間等自らの経営の現状を点検し、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様等の改善など、経営改善目標とその達成に向けた取り組みが具体化された計画であることということでございますが、順に確認をさせていただきます。

まず最初に、生産方式の合理化に関する現状と目標・措置につきましてでございますが、現状は水稻の担い手不足や、休耕地の増加で、JAさんへの委託が増えていると、追加で、機械の導入が必要でございます。また、たい肥を自主生産しているとのこと。目標解決策などでございますが、作業の効率化を図るための融資や補助金を活用し、農機具の購入、整備、入れ替えを行う。また、たい肥の生産量の増加と販売許可を取得するというので、目標解決策を立てておられます。

続きまして、経営管理の合理化に関する現状と目標というところでございますが、現状は水稻の作業受託単価が安い。経営管理に係る事務作業は親族が管理しているというところでございます。それに対する目標や解決策でございますが、作業受託単価を上げる。親族が現在行っている経営管理を、税理士さん等に委託する。というような解決策を考えておられます。

続きまして、農業従事の態様改善に関する現状と目標・措置というところでございますが、現状は、受託面積が増加しつつあり、人手が不足しているというふうに分分析をされておられ、目標解決策としましては、労働力の確保、パートの増加というようなことを計画しておられます。

続きまして、その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置というところではございますが、現状としまして、農協さんからの作業受託・委託は増加はしているものの、単価が十分ではない。地域農業を守る観点から、JAさんからの農業者の所得向上に繋がる一層のバックアップ体制が必要というところで記載をされておられます。目標解決

策としましては、円滑に作業の受託・委託を進めるためのサポート体制、例えば補助金であるとか、農地の管理義務などの交渉というようなことを考えておられるということでございます。

次に、基本構想の目標とする労働時間というところでございますが、主たる従事者1人当たり2000時間程度、及び農業所得、主たる従事者1人当たり550万円程度というところが基本構想に定められております。現状は〇〇万円です。5年後が2029年ということでございますが、〇〇万円の年間所得を目指しておられます。認定の基準をクリアしているものでございます。

続きまして、年間の労働時間でございますが、現状が〇〇時間、5年後2029年の労働の年間労働時間が〇〇時間ということになっており、認定の基準をクリアしておるものでございます。

続きまして、要綱の中で定められておられます基準でございますが、既定の営農類型以外の営農類型について認定申請があった場合には、既定の類似する営農類型に係る目標経営規模等を考慮することということでございます。水稻・ハウス栽培につきましては、規定の営農類型に分類されますので、この項目につきましては該当するものではありません。

続きまして、計画の申請年度におきまして、基本構想の目標とする所得を達成している農業者に関する計画につきましては、その内容が、申請年度以上の所得目標を掲げているもの、もしくは労働生産性の改善を図ろうとするものであるということという項目でございますが、申請年度の所得が〇〇万円、目標とする所得が〇〇万円でございますので、こちらの方も該当するものではございません。

計画の認定によりまして、申請者の計画目標の達成が確実に見込まれるものであり、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営が期待できる計画であるかどうかというところでございますが、先ほどご説明をさせていただきました、経営改善計画認定申請書の生産方式の合理化に関する現状と目標、経営管理の合理化に関する現状と目標、農業従事者の態様等の改善に関する現状と目標、その他農業経営の改善に関する現状と目標に記載をされておられる通りでございます。

説明としましては以上です。よろしく願いいたします。

議長 この件についてご審議願います。意見ありませんでしょうか。

西田委員 はい。

議長 はい、西田委員。

西田委員 あの、この農地、市街化区域内及び調整区域内の農地、両方いけるということなんじゃないかね。

事務局 ご質問の件でございますが、所有者の方は〇〇〇〇の調整区域、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の方で、それぞれ農地を所有しておられますので、これらすべての農地で、横書きの資料、計画の2ページ目ですね。農用地というところでございますが、〇〇と〇〇って書いているところでございます。〇〇と〇〇の経営面積を算定しているものでございます。

西田委員 はい。

議長 西田委員。

西田委員 それとね、あの3番目の、合理化ということなんだけど。これ補助金がもらえるという制度ですね、補助金でどれぐらいの率でもらえるの。

事務局 はい。委員ご質問の補助金の率というところでございますが、先ほどの説明でも申し上げ

ましたが、個別の状況により利用できる制度等が異なるということを農政課の方から聞いております。

補助率につきましては農業委員会の方で把握しておるものではございませんので、具体的にこの方がどれぐらいの率でどういった補助を受けられるのかということにつきましては、一旦農政課の方に確認をさせていただいた上での回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

よろしいですか。

西田委員

まあ、こういうね。そう。農業経営基盤、まあこういう一定申請書、まあいいことなんですね。それとあわせて、まあ、他にも農政課から出ている農業支援事業、このようないろんな活用を合わせてやっていただいたら。まあ、あの支援事業という制度が、まあ今日農政課の職員さんおられませんけどね。支援事業というのは支援するためのものですね。例えば、ちょっと若干日にちがずれて、もう申請駄目ですとかね。あんまりそういうね、堅苦しいことはね、やっぱし、農業を一生懸命やってたらどないしても忘れる時があるんですよ。今日、農業委員会からね、事務局から、その辺も支援事業の1つも含めて、ちょっと柔軟な対応もね、まあ農政課にお願いしたい。農業やってたら忙しくてね、忘れてしまうというようなこともある。確かに日にちはあると思いますけど。ちょっと若干遅れたため、これは駄目です。そんな固いこと言うてたら、せっかくの支援事業という項目がね。なくなってしまうと僕は思う。こういう制度、これはですね、じゃんじゃんやっていただいたら、僕はええことかなと思うんです。以上です。

議長

はい。他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

意見のないものと認め、認定第7号、議案第17号、農業経営改善計画認定申請に係る意見具申の件は、意見なしとのことを、関係部局に回答いたします。

以上で本日の定例総会は終了します。

閉会 午後2時30分

以上に事実の相違がない事を証明するため、署名する。

会長

大西 博

委員

田中 強志

委員

西田 博文

# 令和6年 第8回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	×	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	◎	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	◎	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人